

警察庁政策評価研究会
第31回議事録

平成28年2月19日開催

警察庁長官官房総務課

第31回警察庁政策評価研究会

1 日時

平成28年2月19日（金）午前10時から午前10時55分までの間

2 場所

警察庁庁議室

3 出席者

○ 委員（五十音順）

江尻 良 東海旅客鉄道株式会社執行役員広報部長
櫻井 敬子 学習院大学法学部法学科教授
妹尾 堅一郎 特定非営利活動法人産学連携推進機構理事長
田辺 国昭 東京大学大学院法学政治学研究科教授
前田 雅英 日本大学大学院法務研究科教授（座長）

○ 警察庁

栗生 俊一 官房長
村田 隆 総括審議官
河合 潔 政策評価審議官兼官房審議官（生活安全局担当）
白川 靖浩 官房審議官（国際・サイバーセキュリティ担当）
露木 康浩 官房審議官（刑事局・犯罪収益対策担当）
掛江 浩一郎 官房審議官（交通局担当）
斉藤 実 官房審議官（警備局・2020年オリンピック・パラリンピック東京大会担当）
前川 和則 技術審議官
山本 仁 総務課長
佐野 裕子 総務課警察行政運営企画室長
名和 振平 警察大学校警察政策研究センター所長（オブザーバー）
西郷 正実 科学警察研究所総務部長（副所長事務取扱）（オブザーバー）

4 議題

- ・平成28年度政策評価の実施に関する計画（案）について
- ・平成28年度実績評価計画書（案）について

5 報告事項

- ・平成27年度中に実施した事前評価について

(佐野警察行政運営企画室長)

それでは、定刻となりましたので、第31回警察庁政策評価研究会を始めさせていただきます。

総務課警察行政運営企画室長の佐野でございます。

よろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、人事異動等により前回の研究会からの出席者の変更がございますが、お手元の座席表をもって御紹介は割愛させていただきます。

それでは始めに、官房長の栗生から御挨拶申し上げます。

(栗生官房長)

おはようございます。

私も政策評価審議官以来、先生方には御指導いただき、改めて御礼申し上げます。

本日は、御多忙中にもかかわらず、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

国家公安委員会・警察庁の政策評価につきましては、毎年、計画書や評価書を作成する段階で、先生方からの御指摘、御指導を踏まえまして、さらに、国会公安委員会においてもいろいろと御指導を受け、毎年、少しずつ良くなっているのではと思っております。

本日もまた、今まで同様に、いろいろな御指導をいただきまして、私どもの政策評価というものをより良くしたいという考えでございます。

引き続き、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

(佐野警察行政運営企画室長)

それでは、議題と資料についてご説明いたします。

本日は、議題が2点、報告事項が1点ございます。

議題の2点は、政策評価の計画に関するものでございます。

平成28年度に評価対象とする政策を定めた「実施計画」及び「実績評価計画書」の案を作成しております。

報告事項は、平成27年度中に実施した事前評価に関するものでございます。

次に、配布資料の説明をさせていただきます。

資料1は、1つ目の議題であります「平成28年度政策評価の実施に関する計画(案)」でございます。

資料2は、2つ目の議題であります「平成28年度実績評価計画書(案)」であり、関連資料として、資料3「平成28年度実績評価計画書(案)の業績目標等に関する前年度対照表」を配布しております。

それでは、前田座長の司会によりまして、議事進行をお願いいたします。

(前田座長)

それでは、よろしくお願いいたします。

議題の審議に入る前に一つ確認をさせていただきますが、本研究会は、国の治安に関する事柄を取り扱うという特殊性に鑑みて、研究会自体は一般公開しておりませんが、議事録については、事務局で案を作成した後に、各発言者が内容を確認した上、警察庁ウェブサイトに掲載することにより公開することとしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります。

議題について、佐野室長から説明をお願いいたします。

(佐野警察行政運営企画室長)

始めに、議題の「平成28年度実績評価計画書（案）」についてですが、資料3をご覧ください。今回からは、外的要因の状況その他の参考指標も合わせて示したところであり、評価する際も、業績指標・参考指標を総合的にみていくこととしております。

変更点とその理由については右側の欄に示してありますところ、そのうち主なものについてのみ説明し、単なる表現ぶりの変更等については割愛させていただきます。

まず、1枚目について御説明いたします。

基本目標1・業績目標1「総合的な犯罪抑止対策の推進」については、公安委員の、国民の体感治安についても意識すべきとの御指摘を踏まえ、参考指標に、内閣府が公表している「社会意識に関する世論調査」の結果を追加しております。

次に、基本目標2、業績目標3の振り込め詐欺等の特殊詐欺対策については、毎年、前年の発生状況等を踏まえて諸対策を実施していることに鑑み、認知件数及び被害総額の比較対象を、過去最低であった平成22年から前年に変更したところでございます。

それでは、2枚目に移らせていただきます。

基本目標2・業績目標5「被疑者取調べの適正化」については、達成状況を評価するための、よりの確な指標とするため、「指導状況」や「研修等の実施状況等」の指標を参考指標に変更するとともに、不適正な取調べにつながるおそれのある「監督対象行為の事案数」を業績指標に変更したところでございます。

また、参考指標に「裁判員裁判対象事件の1事件当たりの録音・録画状況」を追加したところでございます。

次に、基本目標4・業績目標3「道路交通環境の整備」につきましては、道路交通環境の整備状況を示す指標として、業績指標3「老朽化した信号機数」を追加するとともに、この目標値を設定する上で用いた「老朽化した信号機の更新数」を参考指標として追加したところでございます。

では、3枚目に移らせていただきます。

基本目標5・業績目標1及び業績目標3については、それぞれの業績指標でありました、「重大テロ事案等の発生件数」及び「国内における国際テロの発生件数」については、目標の実現状況を評価する指標として必ずしも適切ではないと考えられることから、参考指標に変更したところでございます。

また、基本目標6の被害者支援関係のうち、業績目標1・業績指標1の被害者支援制度の運用状況を測る指標として新たに「平均裁定期間」を置くとともに、その他の指標を参考指標に変更したところでございます。

最後に、基本目標 7・業績目標 1 につきましては、業績指標であった「サイバー犯罪の検挙件数」と「サイバーテロの発生件数」につきまして、目標の実現状況を評価する指標として必ずしも適切ではないと考えられることから、参考指標に変更するとともに、具体的な事例を示しつつ、取組を総合的に評価することとしたところでございます。以上でございます。

(前田座長)

ありがとうございました。

資料 3 を使って御説明をいただいたところですが、御質問等があればいかがでしょうか。

(妹尾委員)

昔から IT 系が大変になりますよと言われており、やはり大変になってきましたね。

サイバーテロの発生件数を参考指標に置かれたのは意味があると思うのですが、業績指標はこの項目だけで足りるのかなと思うのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

(白川国際・サイバーセキュリティ担当審議官)

担当の白川でございます。よろしくお願いたします。

先生の御指摘についてですが、サイバーの脅威をいかに測るかというのがここ数年苦慮しているところでございまして、昨年までは「サイバーテロの発生件数」を業績指標にしていたところではありますが、なかなかテロが起こる、起こらないというのはゼロ、イチみたいなのところがありますので、それを業績指標にすることは難しいのではないかと考え、参考指標に落とさせていただいたところです。

したがって、数値的に業績を測ることが難しいことから、28年度におきましては、事例をできるだけ掲出させていただくことで評価に結び付けたいと思っております、施策の取組状況について具体的に書いていきたいと考えております。

(妹尾委員)

非常に御苦労が多いところだと思うのですが、特に官庁に対するサイバー攻撃がある一方で、民間の企業に対しての攻撃が非常に多いと思います。

私も現在、知財戦略本部の委員をやっておりますが、このところ、技術流出が人的な流出だけでなく、サイバー攻撃を使った技術流出が著しく増えてきている状況です。

官民協働でやらなければいけないし、一般の方々のサイバー犯罪もありますが、民間企業に対して、実は犯罪がある程度認知ができない、ただ技術流出で違法なことが行われている、その辺の指標の研究について、大変だとは思いますがぜひ進めたいと思います。

例えば、知財戦略本部等との連携は図られているのでしょうか。あるいは経済産業省の技術流出の対策もだいぶ進んできましたので、そういったところとの連携等はどのような状況でしょうか。

(白川国際・サイバーセキュリティ担当審議官)

まず一つ、民間企業へのアタックということでございますけれども、例えば企業側からすれば、こういう被害に遭いましたという届出をするのをためらうという面もありまして、私どもは、そここのところ実態を測るとというのが非常に難しい状況にあります。

その中で、私たちが注目しておりますのは、例えば、インターネットの中での、いわゆる探索行為みたいなものを定点的にとっているところがございまして、そういうところで大体の脅威を測っているところがあるのですが、まずは実態を測ることが難しいということ、もう一つは、政府挙げての取組でございますが、私たちはNISCとは非常に連携しております、情報交換をしております。

それから知財につきましては、主として経済産業省が非常に力を入れておられまして、事務方レベルでの連携の強化に努めているところでございます。

(前田座長)

知財の流出、サイバー攻撃については、私も若干お手伝いしていますが、それはあくまでも知財を守る側ではなくて、犯罪として警察側からNISCにお願いしているところがあるのですが、警察庁のお答えとしては、内閣を挙げて取り組んでいると言うしかないのですよね。

やはり経産省と警察庁の間に若干の溝がある、NISCの中でも何か事故があった時にどう探査するかという時に、経産省と総務省でやりましょうなどと。警察、防衛、経産など今も組んでいるのですが、もう一歩前に、タッグを組んで取り組むことを知財の方からもおっしゃっていただければと思います。

(妹尾委員)

そうですね、最近では企業のコンプライアンスがありますが、企業が自主防衛しないと株主総会で吊し上げをされる時代になっておりますので、その意味では関心は非常に高まってきていると思います。

前田先生がおっしゃられるようにもう一歩進んでおかないと。

先ほどの企業がなかなか言いたがらないというお話もありましたが、やっぱり敷居が高いですね、警察に言うというのは。ざっくりばらんに相談しようという前向きなところを持っていただくといいのかなと、もちろん皆さんがおやりになっていることは重々承知しておりますが。

(白川国際・サイバーセキュリティ担当審議官)

私どもは、そういうところと協議会等を作り、できるだけそういう垣根を低くしようということと、また警察ならではと思っておりますが、私ども全国的に都道府県警察が根を張っていると申しますか、全国的な組織となっておりますので、例えば、都道府県ごとに中小の企業を含めて、そういった連絡体制をとっております。

したがって、大所の民間企業だけではなく、中小も含めてネットワークづくりに努めており、そういうことをより進めることによって、先生のおっしゃるような垣根と

いうものを低くしていきたいと思っております。

(河合政策評価審議官兼生活安全局担当審議官)

サイバー犯罪の関係ですが、昨年、一昨年とゲームオーバーゼウスの事案でありますとか、テイクダウンの事案ですとか、まさに事案として取り組んで官民の協力を得ることが進んできたと思います。

一方で、協力を全般的にもしていかななくてはいけないということも含めて、民の方から官の方へ、警察に協力したいと思えるような評価の仕方を今後は考えていきたいと考えております。また総合セキュリティ対策会議においても検討しているところでございます。

(櫻井先生)

今のサイバー関係のところですが、業績指標としては、サイバー犯罪対策に係る取組の話とサイバー攻撃対策に係る取組の2つになっていますが、犯罪対策の場合はサイバー関連事業者との連携強化、攻撃対策の方はそういう標的となるおそれのある事業者との連携ということですが、イメージとしてはどういうふうな事例を書いていかれるのか。

また、警察庁本体の体制の問題といいますか、その点はどこにも載せないということになるのでしょうか。例えば、人員とか予算とか新しい人材を確保するとか、そういうようなことは特に指標には入れないということなののでしょうか。

(白川国際・サイバーセキュリティ担当審議官)

まず一つ、事例をいくつ書くかということは、なかなか今の時点では申し上げにくいところですが、例えばイメージということで申し上げさせていただきますと、情報セキュリティ関連事業者との連携ということであれば、例えば、インターネットプロバイダーといった業者との連携、先ほど生安局審議官が申し上げましたとおり、いわゆるボットネットを撲滅するためにどういうことをしたのか、実績があればそういう事例を盛り込むことを想定しておりますし、また、広報啓発等も入ってこようかと思えます。

また、サイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の事業者、どちらかという、被害者となり得る企業との連携ということで、例えば、協議会を開いて共通の理解を得たとか、あるいは共同訓練をして対処能力を高めたとか、そういったことが想定されます。

警察の体制についてですが、現時点では体制をこういうふうにしたとか、そういうようなものを指標に盛り込むことは考えておりません。体制や能力等を各年で測るということは少し難しいと考えております。

(櫻井委員)

サイバー関係の問題点というのは、経産省もそうだと思うのですが、攻撃してくる人たちと、それを受けて立つといいますか、それを取り締まらなくてはならない国の方の当局の能力が少なくとも拮抗しているのかという根本的な疑問があり、それは大丈夫なのかというのが心配の種です。

そこでむしろ、しっかり国としてもできるだけことはやっていて、能力とか広い意

味での技術的などところも含めて体制をとれていると、もしくはそうした水準にいくように努力しているというように見えないととても心配といたしますか、太刀打ちできていないのではないかと、率直に言うともうそういうふうに思っております。それがその連携ということだけだと、本体部分はどうなんだろうかと、ところが抜けているような気がしているので、御検討していただければ有難いと思っております。

それから用語としては、サイバー犯罪対策という言い方は分かるのですが、攻撃対策というのは日本語として少しどうかと思っております。攻撃対象となる人たちの対策ということ、しいて言えば攻撃対象対策のようなことだと思っておりますが、二つ並ぶと分かりやすいようで分かりにくいという感じがしないでもありません。ちょっとメッセージがうまく標題だけだと伝わらないかなと思っておりますので、意見ということで申し上げさせていただきます。

(白川国際・サイバーセキュリティ担当審議官)

先生の御指摘の当局の能力ということでありまして、警察だけが特にサイバー攻撃への対処をしているというよりは、先ほどからありましたNISCという政府全体でやっているところがありますので、もしその拮抗論ということであれば、警察を超えて政府として、そういう攻撃に対する対応ができていくかどうかということ測るようなことになるので、なかなか警察だけの能力ということでの形というのは難しいのではないかと思っております。

ただ、捜査能力も含めて警察での対処能力ということではありますけれども、例えば今申し上げた取組状況の中で、かなり盛り込めるようなものも入ってくるのではないかと思います。

また攻撃対策という言葉の面ではありますが、サイバー犯罪への対策とサイバー攻撃への対応とを、部内で役割分担しているということで、それが若干反映して、少し分かりにくいような表現になっていると思っております。そこは御理解賜ればと思います。

(妹尾委員)

1点、今の話の続きでお願いします。

昨日、一昨日あたりから話題になっているFBIとアップル、グーグルのバックドアの問題が出てきおりますね。警察の能力が上がると別のところで仕掛けができるのではないかと、あるいは個人情報が取られるのではないかと、それも犯罪対策の目的でと、いろいろな議論が出やすいと思っております。

ここのところをどういうふう to 確保するかと言いながら、今、サイバー空間における安全秩序の在り方の試行錯誤時期に入ってきているというのは確実なので、そういうところも少し視野に入れてやっていただくといいのかなという気がします。

それから参考指標になるのか分かりませんが、最近のアニメ、コミック、小説、要するにコンテンツ系の中でどれだけサイバー犯罪がたくさんあるか、もう急増ですよ。

それだけ一般の関心と知識が上がっているということです。特に、藤井太洋さんの小説を見ると完全に先取りしてますよね、警察の動きを。

世間のサイバーとリアルの両方における安全への意識がどの程度変わってきているか

ということが非常によく分かると思うので、参考指標の参考ぐらいにはなるかなという感じはします。

(前田座長)

今の話に関連して、アップルとFBIの関係、日本でもある意味一貫してあると思います。それはどういう形であるかと言うと、内閣の中で、総務省対警察、防衛、今、テロが出てきたのでやっと議論がしやすくなったのですが、やはり通信の秘密が絶対で、騙してパスワードを破って中に入るなんておよそありえない、今だってそういう感じですけど、本当にオリンピックを控えて、それ以上にもっと国の存立にかかわるような、ISに対しての対策で情報を取りたいというのは、ある意味で正しいことで、国全体でそのバランスをどうとっていくか。

そのせめぎ合いが国全体の中にあって、先ほど櫻井先生がおっしゃったように、対抗できる能力の一番基本は、我々が見て、人材も含め、情通局を中心に警察庁で持っていると思います。

ただ、それをどこまで表に出して指標で知らせるかというのは難しいですし、まだ流動的で、サイバーアタックとサイバー犯罪抑止の割振りをどうしていくか、ここで決めるとか警察で決める問題じゃなくて、社会の動きに合わせて、社会がどう動いていくかということだと思います。

ですから、当面、指標としてはこう書いておいていただくのが一番おさまりがいいというのはよく分かります。

遠隔操作とか年金についても、結局、警察が最後動かないと解決できない、そこはNIS Cだってよく分かっており、警察の力をよく認識しています。

しかし、各省庁のバランスの取り合いについてはぜひ頑張ってください、指標の中でも、警察が頑張っているのを出せるようなものを出していただいた方がいいかなと思います。ただ当面は、これがベストだという感じはします。

(妹尾先生)

前田先生がそこまでおっしゃられたのでもう一言だけ。

これやっぱりサイバー空間だけになっていきますよね。でも現実には、サイバーとリアルが連動しているという時代になってきているのです。そのところをどう指標にするかとか、政策的に打つかとか、リアルはリアルで、サイバーはサイバーで、ではないですよ。今、全部そいつが連動し始めたというところが一番怖いところです。そこをどう見るかですね。サイバーを通じてリアルが攻撃されるとか、リアルからサイバーを攻撃していくとか、そういう世界になってきています。

(白川国際・サイバーセキュリティ担当審議官)

正に先生がおっしゃるとおりであり、サイバーだけでは解決しないと思っておりまして、例えば、インターネットバンキングは最後はお金をせしめるというものでありますし、あるいは、サイバー攻撃であれば情報をせしめるということかもしれませんし、あるいは、社会の機能を麻痺させる、ダウンさせるということで、やはり常に実被害と言

いますか、そういうものがリアルの世界と必ずある種連動した世界だろうと思っております。

したがって、私どもは、そこを見据えて対策も考えていかないといけないと思います。先ほどのFBIの問題、私も新聞でしか把握しておりませんが、いろいろな考え方のある中で、サイバー空間とリアルを含めた空間の安全安心をどうやって確保していくかという兼ね合いの中で私どもも常に模索していきたいと思っております。

まずは警察として果たすべき責務を中心に見据え、各方面と話を進めていきたいと思っております。

(栗生官房長)

最初の御質問に答えるつもりでお答えしたいと思うのですが、ここ1、2年は、この研究会のほか、公安委員会においても、様々な御指摘があります。

民間の専門的な知見が議論で生かされておりまして、我々もそれを踏まえまして、指標も、相当程度、客観的になってきているのではないかと考えています。

また、警察活動だけで犯罪情勢が良くなっているわけではなくて、国民の協力や、他の行政がどれだけうまく規制をしてくれているか、そのようなことも含めた分野もありますので、それら外的要因も参考指標にできないかと考えてきたところでございます。とはいえ、なるべく警察だけでやれた明確な部分を指標にするという方針でございまして。

櫻井先生の御質問にありました体制や予算の規模についてですが、他の事業官庁は予算を取り、事業としてアウトプットが比較的明確なものも多く、評価しやすいと思いますが、警察は、そのような事業官庁ではないものですから評価が難しい面があります。

最後に、今回は参考指標が多くなっておりますが、これは、業績指標が少なくなっておりますので、これらの業績指標の数値が良くなれば良いという評価の仕方ではなく、参考指標も踏まえて総合的に評価していくことを考えております。

(妹尾委員)

今の説明は分かりやすかったのですが、警察独自でできることだけを評価するということを言い切られる必要もないのかなとも思うのですが。

やはり警察がイニシアチブをとって官民協力をしたとか、国民啓発をしたりとか、企業で言えばユーザーを巻き込んでイノベーションを起こしたというのと同じで、そういう部分については、ある程度評価をしてもいいのではないのでしょうか。

(栗生官房長)

確かに、民間にお願いした部分を評価するに当たり、業績指標にするか参考指標にするかという論点もあるのですが、一方で、それはあくまで半分の部分であって0.5であり、残りの0.5は国民の協力によるものだったりするということで、そのような考え方を導入したわけでございます。

(妹尾委員)

そうすると0.5と0.5が両方ありますが、これ自体を入れ込むような書き方もあ

るのではないのでしょうか。

(栗生官房長)

世論調査の部分は、警察が数値として頑張っている、それでいいのかという点を入れ込んだ部分でもあります。

(江尻委員)

今、官房長がおっしゃったように、世論調査というのは、唯一外と言いますか、国民側の関心であり、ある意味若干評価みたいなものが入っているものを参考指標として入れられたのは画期的かなと思っております。

他の指標は、自己評価と言えば語弊がございますけど、客観指標の中で積み上げていくというのですが、世論調査というのはなかなか難しいもので、会社のモニタリングをずっとしている立場で申し上げますと、安定している数値が必ず正しいとは言えませんが、これを入れていくという考え方が導入されたことは素晴らしいと思います。

(田辺委員)

5点ほど質問があります。

基本目標1の「市民生活の安全と平穏の確保」についてですが、基本的にこの取組については十何年くらい成果を挙げてきたと思います。事前分析表を見ますと、出てくるいくつかの施策の中で、一つはボランティア組織をどうしますというところがありますが、今、どういった状況にあるのでしょうか。非常に年齢が高齢化しているというような問題は指摘されているのですが、街頭犯罪の防止のところ、警察だけでなく民間を含めた形という取組が積極的に、それはもう一段階成果として出てきている、おそらく今、これの採点期に当たっているのだらうと思うのですが、どういうことを具体的に行っていくのか、それが1番目の質問です。

2番目は、同じところの一番最後にあるストーカー対策のところ、恐らく研究レベルだと思うのですが、ストーカーに対する精神的・心理的アプローチ、行動療法その他が入ってきていると思うのですが、どこら辺までやろうとして具体的な研究をしているのかということをお願いしたいと思います。

3番目は、地域警察の率というのが挙げられております。この指標だけここ4年ぐらい見ると下がっています。下がっているにもかかわらず、この基本目標全体としてはうまくいっているところがある一方、この部分をとると、地域警察官の力が落ちているような表現になっているのですが、現状は、どういうふうになっているのでしょうか。

4番目は、基本目標2の一番最後のところで、新しく入れた参考指標「裁判員裁判対象事件の1事件当たりの録音・録画状況」のところがございます。これは適正化という点では何となく分かるのですが、実際はどうなっているのでしょうか。例えば、録画の時間が長くて、それを裁判に使うと、警察の方はほとんど負けませんから、絶対に負けなくなるとかですね、勝ち負けにこだわるのはあまりよくないかもしれませんが、そのところで効果があるのかないのか。それから裁判員の方はそれをどう評価しているのか。例えば、長くて見ていられないというものなのか、それとも、短くて適切に見せ

られた方がいいのか、その辺をお願いします。

最後は交通関係のところですけども、指標の中に「老朽化した信号機数」とあり、老朽化対策というのは地方自治体を含めて一連の施策になっていると思うのですが、今、どんな状況なのでしょう。信号機だけではないと思いますが、歩道橋やその他いろいろ、その建替えピークみたいなものがいつ頃来るのか、どのくらいの規模になるのか、分かりましたら教えてください。

(河合政策評価審議官兼生活安全局担当審議官)

最初の3問、ボランティア団体、ストーカー対策、地域警察官について説明いたします。

まずボランティア団体の状況についてですが、先生の御指摘のとおり、高齢化が進んでいるということにつきましては相変わらずなのですが、ボランティア団体の活動の数、構成員の数を確認しますと、最近横ばい、平成25年は構成員数が下がったという状況になっております。一方で活動の状況を見ても、数だけで出てきているだけで、実際は活動が休眠状態になってきているというところも実はあるのではないかということから、昨年度から調査研究をさせていただいて、持続可能なボランティア活動とは何なんだろうということを警察庁の生活安全局として委託した研究をしている最中でございます。その中で、活動を活性化させるということをどう試みたらいいのか、また表彰でありますとか、あるいはなかなか時間が取れない人をどうするのかといったことについて、私自身、東京都でやっていたものもありますけれども、そういったことも含めて研究している最中でございます。

2点目のストーカー対策についてですけども、平成24年の秋に起きました逗子の事件以来、ストーカー対策については加害者の問題が重要であるということを考えて対策をとってきたわけですが、加害者の方に治療を施す際に、なかなか来ていただけない、あるいは任意の対応しかできないということもあって、平成27年度、さらに28年度にかけて、実際に加害者のストーカー事案があった際、NPO団体が働き掛けをしているという状況がございます。その際に、医師のところに来てもらって話をすることが進んでございますので、調査研究は一応27年度で終わっているのですが、実際にどういうふうにもっと進めていくのか、27年度のまとめを踏まえて、28年度以降、進めてまいりたいと思います。単純に一人の精神科医にお任せするのではなく、NPOとどう連携していくのか、そういうことを含めて取組を進めてまいります。

それから、地域警察の問題ですけども、これは評価の仕方がなかなか難しいところがございまして、職務質問で検挙した数はどれくらいなのかということ、確かに警視庁であろうとどこの県であろうと、なかなか増えていないという状況なのですが、実際に現場の人たちと話をしますと、検挙というものに至ってはいないけれど職務質問をやっていないということではなく、犯罪自体が起きていないというところも考えなくてはいけないと思っております。

それからもう1点は、人の入れ替わりがあって力が落ちたのではないかという議論も相当前々からありますが、今申し上げましたように、現場の状況を聞いてまいりますと、必ずしもそれが検挙という形には至っていないけれども犯罪の悪化というものを防いで

いるという状況があります。

ただそれが数として表せられておりませんので、先ほどのサイバーでの話もありましたが、これも研究課題と考えております。

(露木刑事局・犯罪収益対策担当審議官)

刑事局担当の露木でございます。

取調べの録音・録画についてのお尋ねですが、取調べの録音・録画が取調べの適正化確保に資するものであるというのは当然のことです。録音・録画時間の長短は、適正化のための取組の指標として参考になるであろうと、そういう趣旨で今回、「裁判員裁判対象事件の1事件当たりの録音・録画状況」を参考指標に加えさせていただいております。

実際に裁判でどのように使われるかについては、録音・録画の映像そのものは、実際の公判ではあまり使われておりません。というのは、取調べの録音・録画をしておりますと、取調べの状況自体が公判で争われることは少ないです。したがって、録音・録画のDVDを公判において再生することは、ほとんどないというのが実態でございます。

ですから、裁判員にとって、取調べを録画した映像が長くて困るなどということもあまり今は問題となっております。ただ、事件によっては、被疑者が自白をする状況そのものを証拠とすることもあり得ないことではありますので、そういうときにはどう評価するかということが、今後は一つの関心事項になっていくと思います。

(掛江交通局担当審議官)

信号機は20万基ぐらい全国にありますけれども、信号機の中でも一番老朽化が進むのは信号の制御機でございます。19年ぐらいが耐用年数となっております。柱そのものは30年ぐらいもちます。

ですから信号制御機の老朽化が一番問題ということになります。

また歩道橋については道路管理者のもので、我々の対象外となります。

現状についてですが、大体20万基ある信号制御機のうち、4万基ぐらい、約2割となりますが、それらが19年の耐用年数を超えているという状況にあります。

さらに、このまま放っておくと、10年後にはその割合が3割ぐらいになるという試算もありまして、これからその対応に取り組んでいかなければならないということで指標に挙げさせていただきました。

社会資本については、信号機に限らず老朽化が問題となっております。昨年の9月に閣議決定されました社会資本整備重点計画、これにも新たに社会資本の老朽化をどう防いでいくかというのが大きな柱の一つとして取り上げられまして、信号機のことについても入れていただいております。

また今後、どれぐらい老朽化が進んでいくのか、19年前ぐらいからどれぐらいの推移で建てられたかということですが、大体、今後10年ぐらいがやはりピークと言いますか、ちょうど19年前から10年前ぐらいまで建てた数が多いということでございますので、そこを何とか乗り切らないといけないと考えております。

(前田座長)

今回は内容のある御報告をいただいて、指標の変更も重要なポイントですので、疑問を出していただき、御議論をしていただけたのは非常に良かったと思います。

それでは、一応これで議論は全員からお話をいただけたということで、室長の方にお返しします。

(佐野警察行政運営企画室長)

それでは、平成27年中に実施した事前評価について御報告いたします。

まず昨年6月に、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正に伴い、規制の事前評価を実施いたしました。

また、租税特別措置等に係る政策評価につきましては、昨年8月、平成28年度税制改正要望に伴う事前評価を実施いたしました。

また今後につきましては、資料1の別添1に基づきまして、28年度に評価書を作成する予定です。また、今御議論いただきました別添2の計画に基づきまして、28年度を評価対象期間としまして29年度に評価書を作成する予定です。また事業評価方式による評価は別添3のものについて実施することといたします。

それでは、これで一連の議事を終了いたします。

本日は大変ありがとうございました。

お手元の資料につきましては、卓上に残していただければ、後日お送りいたします。

次回は、「平成27年度実績評価書(案)」を中心に御意見を賜る予定でございます。

日程につきましては、本年6月を目途として、別途調整をさせていただきます。

それでは、これにて研究会を終了させていただきます。

本日は、御多忙の中、御出席いただきまして誠にありがとうございました。